

製造請負契約書（案）

製造品名 日本学士院授賞審査要旨集の印刷及び製本
請負代金額 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）

発注者 支出負担行為担当官日本学士院事務長萩 明と請負者〇〇〇との間において、上記の製造（以下「製造」という。）について上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 請負者は、別紙の仕様書に基づいて、製造をするものとする。
- 第2条 製品は、日本学士院において引渡をするものとする。
- 第3条 着手時期は、平成22年〇月〇日とする。
- 第4条 製造は、請負者の工場においてこれをするものとする。
- 第5条 契約満了日は、平成23年3月31日とする。
- 第6条 請負代金は、納品後、適法な請求書を受領後、1ヶ月以内に支払うものとする。
- 第7条 請負代金の請求書は、日本学士院会計係に送付すべきものとする。
- 第8条 契約保証金は、免除する。
- 第9条 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 請負者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準に

よるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通所持するものとする。

平成22年〇〇月〇〇日

発注者 東京都台東区上野公園7番32号
支出負担行為担当官
日本学士院事務長 萩 明

請負者